

守り育てようみんなの文化財



選定 和束町の宇治茶の茶畑景観



京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会では、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成20年3月21日付けで8件の文化財を指定、1件を登録、1件を決定、3件を選定しました。（詳細は下表のとおり）

この冊子では、今回指定登録等を行った13件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれからの指定等文化財保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまでの刊行物とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

平成20年10月

平成19年度 指定・登録文化財等一覧

番号	区分	区別	名称	員数	年代	所在地	所有者	
①	建築物	指定	京都府立医科大学旧附属図書館	1棟	昭和4年	上京区	京都府	
②		指定	智恩寺	3棟	江戸時代	宮津市	智恩寺	
③		登録	無動寺観音堂	1棟	室町時代	京丹波町	無動寺	
		小計	3件（指定2・登録1）					
④	美術工芸品	指定	絹本着色日吉山王垂迹神曼荼羅図	1幅	鎌倉時代	上京区	(社)京都當道会(京博寄託)	
⑤		指定	絹本着色日吉山王本地仏曼荼羅図	1幅	南北朝時代	上京区	(社)京都當道会(京博寄託)	
⑥		指定	木造十一面観音坐像	1躯	平安時代	亀岡市	甘露寺	
⑦		指定	東福寺永明門派歴代文書墨跡	6幅	鎌倉時代～室町時代	東山区	永明院	
⑧		指定	長阿含経 卷第十	1巻	奈良時代	東山区	新善光寺	
		小計	5件（指定5）					
⑨	無形民俗文化財	指定	宇治茶手もみ製茶技術	—	—	宇治市	保護団体 京都府宇治茶製法手もみ技術 保存会連絡会議	
		小計	1件（指定1）					
⑩	文化財環境保全地区	決定	生身天満宮文化財環境保全地区	—	—	南丹市	生身天満宮他	
		小計	1件（決定1）					
⑪	文化的景観	選定	京丹後市久美浜湾カキの養殖景観	—	—	京丹後市	—	
⑫		選定	福知山市毛原の棚田景観	—	—	福知山市	—	
⑬		選定	和束町の宇治茶の茶畑景観	—	—	和束町	—	
		小計	3件（選定3）					
合計13件（指定8件、登録1件、決定1件、選定3件）								

お知らせ

平成19年度に下記の2件の京都府指定等文化財が国指定等文化財となりました。それに伴い、国指定等と同日付けで京都府の指定等が解除されたことをお知らせします。

美術工芸品

文化財の名称	所在地	所有者	府指定	国指定
木造善導大師立像 附 善導寺本尊縁起写 善導寺本尊縁起写 巻末に朱書あり	京都市左京区 田中門前町	善導院	平成3年4月19日	平成19年6月8日

無形文化財

文化財の名称	所在地	保持者	府認定	国認定
友禅	京都市中京区	森口 邦彦	平成7年3月14日	平成19年9月6日

＝建造物＝

京都府立医科大学 旧附属図書館

京都府立医科大学は、明治5年（1872）に青蓮院内の京都療病院に付設された医学予科校・医学校を前身とし、同13年現在地に移転しました。翌年京都府医学校として独立、同36年には、京都府立医学専門学校に改称されました。さらに大正10年（1915）京都府立医科大学となったのを機に大学内の施設拡充が図られ、同14年に本館が、昭和4年（1929）には現存する旧附属図書館が竣工しました。

旧附属図書館の平面は東西に長い十字形で、北を正面とする鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階建、陸屋根の建造物です。外観は、主にスクラッチタイルが用いられ、入口開口部や3階部分の縦長窓上部は尖頭アーチとしています。さらにバトレスと呼ばれる柱が取りついたような装飾的意匠を使い、最上部には壁を張り出すマチコレーションと呼ばれる形式を用いるなど、本格的なゴシック様式を用いつつ、アール・デコなどモダンデザインの要素を採り入れ、ネオ・ゴシック様式としてまとめられています。

本建物は、大学の附属図書館でありながら内部に講堂や学生控室などが配置される複合施設として建設された点に特色があります。京都に現存する大学附属図書館としては、同志社大学啓明館（大正4年／1915）に次いで古い建造物として価値の高いものです。

智恩寺 文殊堂（本堂）、三門、鐘楼門（暁雲閣）

天橋山 智恩寺は、創建や沿革の詳細は不明です。しかし、平安時代に創立された古刹のようで、文殊信仰の聖地として古くから「切戸の文殊」「九世戸の文殊」と呼ばれてきました。天橋立と文殊信仰を記録した『九世戸縁起』（室町時代前期）には、延喜4年（904）に醍醐天皇から山号寺号を賜ったと記されています。さらに、嘉暦年間（1326～29）に崇山居中の入寺以降、密教から禅宗に改まり、寛永年間（1624～44）に第二代宮津藩主京極高広が別源禅師を招いて住職とした折に臨濟宗の妙心寺派に属することになったとされています。

天橋立の先端と向かい合う海岸線沿いに境内を構え、伽藍は南東から北西への中心軸上に三門、文殊堂（本堂）、方丈を配し、方丈の右手に大玄閣の取り付いた庫裏が付属します。さらに、大玄閣前に鐘楼門が、三門後方左手には重要文化財の多宝塔（明応9年／1500）が配置されています。

現在の文殊堂（本堂）は、擬宝珠銘から明暦3



指定 府立医科大学旧附属図書館 正面
(京都市上京区)



指定 府立医科大学旧附属図書館 軒回り
(京都市上京区)



指定 智恩寺文殊堂（本堂）正面 (宮津市)



指定 智恩寺文殊堂（本堂）外陣 (宮津市)

年（1657）の建立と考えられます。平面は正面五間・側面六間の堂で、内部は方三間の内陣の前面に吹き放しの二間通しの外陣を持ち、側面及び背面に入側縁を廻しています。外観は反りと膨らみを併せ持つ、照り起りの銅板葺宝形造一重屋根とし、正面に三間の向拝を葺きおろしています。

江戸時代初期に現在の姿となりましたが、内部の四天柱に文永7年（1270）を最古とする墨書があることや天井に中世の材料が用いられていることなどから、内陣廻りは鎌倉時代の空間が残されていることがわかります。中世の文殊信仰の様子を伝える空間を残している点でも大変貴重な建物です。また、大工棟梁が小沓与三兵衛と判明したことも、丹後地域の近世大工を考察する上で貴重な資料となります。

三門は、三間三戸の大型二重門です。下層は建具と壁を設けずに吹き放しとして、両側に山廊を備えます。上層は四周に逆蓮擬宝珠高欄付の縁を廻し、内部は一室として後方に仏壇を配し、釈迦如来像と十六羅漢像を安置しています。棟札より明和4年（1746）の建立と考えられ、大工棟梁は宮津の富田庄次郎と判ります。

丹後地域に現存する最大の二重門であるとともに、細部まで本格的な禅宗様を採用した市内唯一の三門として評価できます。また、全国的にも類例の少ない、現在の出勤簿に当たる造営の出面板が残されており、当時の就労状況を知る上でも非常に貴重な資料となるものです。

鐘楼門は本堂向かって右後方に建ち、境内地と方丈と庫裏の一郭とを隔てる門として設けられています。京都の商家である木村氏が、相次いで亡くなった子女を弔うために享保7年（1722）に建立し、暁雲閣と名づけたと伝えられています。

一間一戸の楼門ですが、下層がスカート状に膨らんだ「竜宮門」と呼ばれる形式で、その内部は腰掛けになっています。東側面に切り込み階段が設けられ、上層は鐘を吊っていた方一間の室に逆蓮擬宝珠高欄付の縁が廻っています。

一間一戸楼門は、宮津市内とその周辺地域に多くの類例がありますが、その内の竜宮門の形式は、ほとんどが智恩寺とその末寺のものです。このように智恩寺鐘楼門は当地域にある竜宮門の最古の例として、また形式の伝播を考える上でも貴重です。

智恩寺は、建立年代の判明する建物群が建ち並び、中世から近世にかけての文殊信仰および参詣空間を伝える整った景観を形成しています。また、景勝地として数多く描かれてきた絵図から、境内の変遷を辿ることができる点も高く評価できます。



指定 智恩寺三門 正面 (宮津市)



指定 智恩寺三門 上層内部 (宮津市)



指定 智恩寺鐘楼門 正面 (宮津市)



指定 智恩寺鐘楼門 背面 (宮津市)

むどうじ 観音堂
無動寺 観音堂

無動寺は、現在は曹洞宗であり、かつては天台宗であったと伝えられていますが、その正確な由緒や開山年月は、明らかではありません。しかし、江戸時代に園部藩をあげて曹洞宗に帰依し、各菩提寺を統括する藩主の菩提寺がつくられたことが判っており、正徳元年（1711）の改宗が有力と考えられます。

平面は、桁行五間、梁行四間で、内部桁行三間、梁行二間を内陣とし、その前面に二間の外陣を設け、内陣の両脇一間、背面半間が入側として廻っています。内外陣境は中敷居を設け区画し、外陣は、二間分の大虹梁を架けて入側柱を省略しています。大虹梁上に板幕股を置いて天井桁を受け、外陣側面の柱上には彫刻入りの手挟を飾っています。彫刻等の細部意匠から室町時代後期に遡る遺構と考えられます。

丹波地域には地元の人々により守られる観音堂、地藏堂などの村堂が、2～3集落に1棟の割合で存在しています。これらの村堂は、民俗行事や集会施設としても利用されており、開放的な外陣を持つことが特徴となっています。

丹波地域における村堂として、また宗教的で質の高い架構と装飾を持つ仏堂として、歴史的価値の高いものです。

＝美術工芸品＝

けんぼんちゃくしよくひ えさんのうすいじゃくしん まんだら ず
絹本著色日吉山王垂迹神曼荼羅図

1幅

日吉山王曼荼羅は、比叡山の護法神である日吉社への信仰を背景とするもので、鎌倉時代以降の遺品が知られています。本図は、建物に見立てた画面の中に日吉（比叡）山内の各社の神影を描いた日吉山王垂迹神曼荼羅図で、山王二十一社に護因と赤山明神を加えた二十三社を描く点が特徴です。各像は謹厳な筆致で描かれ、衣文や台座の文様も丁寧に施されています。また、装身具には金泥による盛り上げ表現が認められ、早尾神像の赤い袍などには彫り塗りの技法が用いられている点も注意されます。こうした点から、制作年代は、鎌倉時代と考えられ、本図は、京都府内に伝存する山王垂迹神曼荼羅図の中でも最古例に属する稀有な遺品といえます。

鎌倉時代、縦115.8cm、横46.0cm

けんぼんちゃくしよくひ えさんのうほんじぶつ まんだら ず
絹本著色日吉山王本地仏曼荼羅図

1幅

本図は、上述の日吉山王垂迹神曼荼羅図とともに京都當道会に伝来し、検校職の免許皆伝の儀式に用いられたという伝承を持つ作品です。建物に見立てた画面の中に、山王二十一社のうちの十社を選び出し、それらの本地仏である仏の姿を描いています。



登録 無動寺観音堂 正側面 (京丹波町)



登録 無動寺観音堂 外陣 (京丹波町)



指定

左：絹本著色日吉山王垂迹神曼荼羅図 1幅
右：絹本著色日吉山王本地仏曼荼羅図 1幅
((社)京都當道会 京都市上京区 京博寄託)

各像は、極めて謹直な筆線で描かれており、彩色も丁寧に施されています。また、後壁に水墨山水画が描かれる例は、他には見当たらず、特筆されます。画中画^{がらゆうが}とはいえ、数少ない当代の水墨画が描かれている点で資料的価値があります。制作年代は、南北朝期にまで遡ると考えられ、京都府内でも最古例に属する遺品として、類例の少ない図様と併せて、絵画史上において高い価値を有しています。

南北朝時代、縦 116.3cm、横 42.9cm

もくぞうじゅういちめんくわんおんざ ぞう
木造十一面観音坐像

1 軀

本像は、亀岡市東別院町にある曹洞宗寺院甘露寺に伝来した十一面観音坐像です。頭部から脚部にいたるまでを櫃の一材から彫成した一木造の仏像で、頭部は奥行きがあり、頬も豊かで、肩や膝の張りも十分にとられています。また、胸部もゆったりと厚みがあり、絞り込まれた腹部がかえってそれらを強調し、極めて量塊感のある堂々とした姿に彫り出されています。制作年代は9世紀後半にまでさかのぼると考えられ、南丹地域における随一の古像として、また、平安前期における地方（在地）造仏の一つの様相を示す遺品として貴重なものと言えます。

平安時代、像高 85.1cm

とうふくじょうめいもんぱれきだいまんじよぼくせき
東福寺永明門派歴代文書墨跡

6 幅

ぞうざんじゆんくわうんごじきしき
蔵山順空雲居寺規式

1 幅

しょうこうあんきしきならひにききょうもんじどうぐかぐもくろく
正光庵規式并経教文字道具家具目録

1 幅

だいたいしんき
大道一以新規式

1 幅

だいたいしんき
大道一以遺偈

1 幅

ようめいいんしんしゆみんちようちかくあんしゆとうみんちゆうれんしよことかき
永明院三塔頭条々新規

1 幅

ようめいいんしんしゆみんちようちかくあんしゆとうみんちゆうれんしよことかき
永明院院主明祖智覚庵守塔明中連署事書

1 幅

ぞうざんじゆんくわうぜんじごうそうせいじよう
附 蔵山順空禅師号奏請状

1 幅

東福寺の塔頭永明院は、東福寺第6世の圓鑑禅師蔵山順空（1233～1308）を開山とする寺院で、順空の後、固山一鞏（同22世、1284～1360）や大道一以（東福寺第28世、1292～1370）等歴代の学僧を輩出し、永明門派として重きを成しました。現在も永明院には、歴代の墨跡が残されています。

蔵山順空雲居寺規式は、順空が死の前年に、門徒たちに仏事等遵守すべき事七箇条を定め置いたものです。

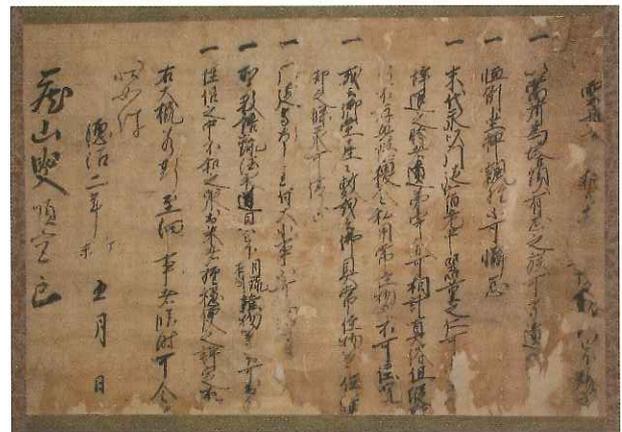
大道一以遺偈は、応安3年2月26日の死去の日に執筆されたもので、「無生一曲、調満虚空、陽春白雪、碧雲清風」と書かれています。一以は、南北朝期を代表する学僧で、画僧吉山明兆の師であることでも良く知られています。



指定 木造十一面観音坐像

1 軀

（甘露寺 亀岡市）



指定 蔵山順空雲居寺規式

1 幅



指定 大道一以遺偈

1 幅

（永明院 京都市東山区）

永明院三塔頭条々新規には、その明兆の名と壺印が見えます。

このように、永明門派歴代の文書墨跡類は、東福寺内での門派組織形成過程を明らかにする、まとまった文書墨跡類としてたいへん貴重なものです。

鎌倉時代～室町時代

じょうあ ごんきょう

長阿含經 卷第十

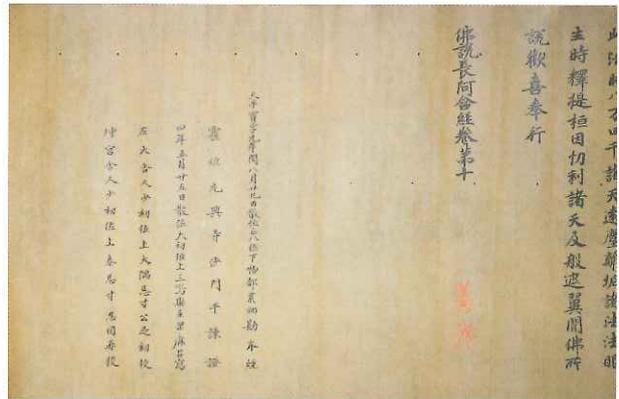
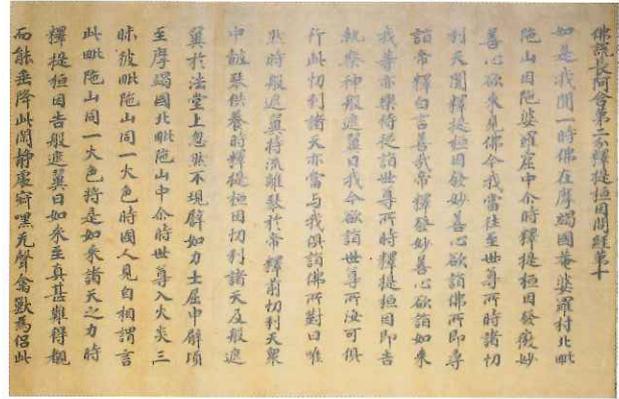
1巻

長阿含經は、尾題の下に「善光」の朱印があることから、「善光朱印經」と呼ばれている奈良時代後期に作成された古写經の一卷です。光明皇太后の発願で、法華寺に一切經を整えるために写經されたものと考えられています。

料紙は、当時には穀紙といわれていた紙で、楮紙を打ったものです。墨界を引き、肉太で重厚な楷書体の文字で、全文を丁寧に筆写しています。この字体については、聖武天皇の書として伝えられる「大聖武」と通称される肉太な書体に倣ったものと考えられています。

本經は、奈良時代後期のいわゆる「大聖武」の書体を用いて制作された写經の特徴を良く示すもので、保存状態もよく、貴重なものです。

奈良時代、縦27.8cm、全長522.8cm



指定 長阿含經 卷第十

1巻

(新善光寺 京都市東山区)

=無形民俗文化財=

宇治茶手もみ製茶技術

保護団体: 京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議

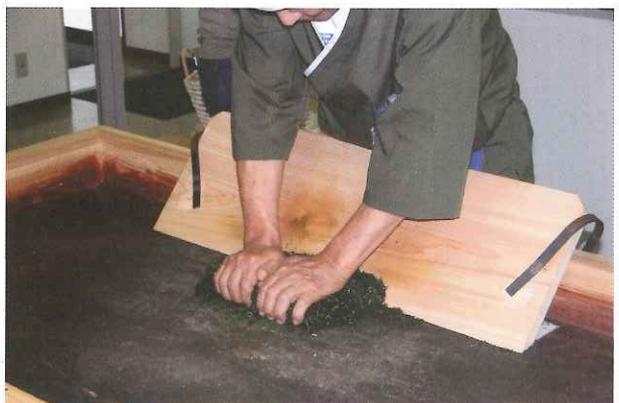
近世以降技術傳承されている宇治茶手もみ製茶技術は、「京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議」の会員である、宇治茶製法技術保存協会、京田辺茶手もみ技術保存会、宇治田原手揉保存会、和束茶手揉技術保存会、南山城村茶手もみ技術保存会、社団法人京都府茶業会議所の6団体によって製茶技術の基礎技術として傳承されています。

茶は、常緑樹チャノキの葉を摘んで加工したもので、日本の煎茶・玉露は茶葉を蒸して発酵を止め、もみながら乾燥させます。この技術は江戸時代中期以降「宇治製法」と呼ばれて普及し、現宇治田原町出身の永谷宗円が開発し、江戸の山本嘉兵衛を通じて販売し評判を得たと伝えられています。明治時代に茶は重要輸出品となり、南山城一帯に栽培地が拡大しました。現在煎茶はほぼ機械製造品となり、手もみ製茶技術者は大幅に減っています。

製茶技術の原点になる「宇治茶手もみ製茶技術」は、由来、内容、形態等において府民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、資料的な価値も高い貴重な民俗技術として重要な無形民俗文化財です。



登録 宇治茶手もみ製茶技術(横まくり)



登録 宇治茶手もみ製茶技術(板ずり)

＝文化財環境保全地区＝

生身天満宮文化財環境保全地区

生身天満宮は、南丹市園部町美園町にあり、祭神は菅原道真です。創建については詳しく判っていませんが、社伝によれば延喜元年（901）、大宰府へ左遷された菅原道真に八男慶能を託された家臣の武部源蔵が、小麦山にあった菅原氏の別邸内に道真の木像を安置し、生祠を建立したことに由来するといわれます。その後は、『略史前祿草案』によると慶安2年（1649）に現在地に移され、承応2年（1653）には現社殿が建立されています。

境内地内には、京都府指定文化財の天満宮本殿および登録文化財の拝殿、秋葉社があり、当本殿は、丹波地域の一間社流造の架構が簡素な造りから複雑な造りになる分節点にある建物として貴重です。また、天神山の山頂より山麓にかけて広がる針葉樹林を背景に、境内社、社務所、神楽殿等の建造物、燈籠や狛犬など数多くの工作物や参道脇の梅林や御神木とともに、往時の趣を今に伝える良好な景観を形成しています。

このような生身天満宮周辺の環境は、本殿、拝殿ならびに秋葉社の保存を図る上で欠かせないものとして価値があります。



文化財環境保全地区 生身天満宮参道 (南丹市)



文化財環境保全地区 生身天満宮本殿、拝殿 (南丹市)

＝文化的景観＝

京丹後市久美浜湾カキの養殖景観

日本海の内湾である久美浜湾は、小天橋の砂州で閉じられ、湾内は一年中波穏やかな、天然の良港で、永く漁港として発展してきました。

地元有志は湾内の波が穏やかなことに注目して、昭和12年カキの試験養殖に成功し、昭和25年頃からカキ棚養殖を始めました。昭和34年には京都府、久美浜町、湊漁業協同組合の三者による久美浜湾に適した養殖技術が完成し、湾内の4箇所（河内湾、宮崎沖、六本浦、浦明沖）で、合計300基を超えるカキ棚が、湊漁業協同組合に加入する漁業者約100人によって敷設されています。

「山陰海岸国立公園」の一部である久美浜湾内にカキの養殖筏列が浮かぶ風景は、丹後半島の漁業と自然の景観が結びついた特徴的で良好な文化的景観です。



選定 久美浜湾 (宮崎沖を望む、西から)

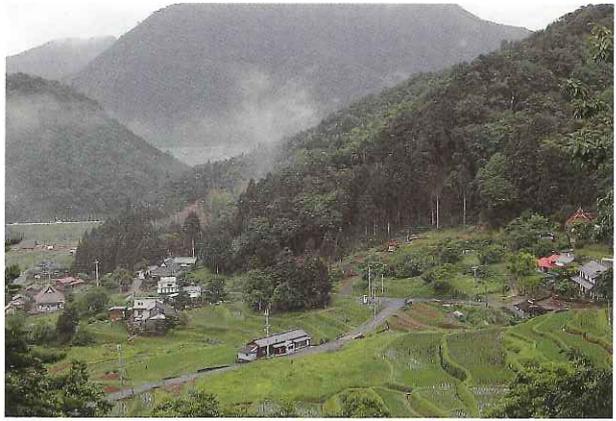


選定 久美浜湾 (浦明と日本海を望む、南から)

福知山市^{けはら}毛原の棚田景観

福知山市大江町毛原は、大江山南麓の集落で、傾斜地を利用して大小不規則な棚田約600枚が営まれています。集落は北の標高約480mの空山と東・西側をその枝尾根に抱かれるようにあり、水源として周囲の山林と棚田が一体として管理され、良好な棚田景観を残しています。平成19年には、「丹後天橋立大江山国定公園」の指定が行われ、毛原地区もその一部となり、今後は自然公園法においても景観保全がはかられます。

毛原の集落に入る三叉路には、「右ふけん 左なりあい」と刻まれた道標があり、宮津へ向かう古道である元普甲道と、近世に開削された今普甲道の分岐点にあたります。元普甲道沿いの毛原峠には「袈裟切り地蔵」、集落内には「化粧地蔵」や背後の山中には「岩神さん」と呼ぶ石座など地域の歴史を物語る文化財も残っています。このように、今回選定地域内は、良好な棚田景観とともに地域の歴史が刻まれた貴重な文化的景観といえます。



選定 毛原の棚田（東から）



選定 毛原の棚田（北から）

和東町の宇治茶の茶畑景観

山城地域南部に位置する和東町は山がちな地形で、町の中央を木津川の支流である和東川が丘陵を刻むように流れています。和東町を特徴づける産業は茶生産で、町内各所に山裾から山頂近くまで、丘陵の起伏に沿って茶畑が広がっています。

生産されているお茶は、「玉露・かぶせ茶・煎茶・碾茶・番茶」など、日本茶のほとんどの種類に及んでおり、府内でも有数の宇治茶の生産地として、煎茶の生産量は府内第1位です。

茶畑は起伏に富んだ地形を巧みに利用し、大きな改変をすることなく営まれています。丘陵頂部から裾に至る良好な茶畑景観の中に、古墳や古道、さらには石仏、磨崖仏など、当地のもつ文化財を含み込んで、南山城を印象深く特徴付ける文化的景観となっています。



選定 和東町字釜塚付近



選定 和東町字石塚付近

—京都府指定登録文化財等の保存修理事業—

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために、京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて、京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保存活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成19年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を報告します。

区 分	件数	事業費（千円）	補助額（千円）
①建造物保存修理事業	9	110,295	32,299
②建造物防災設備事業	4	4,966	2,950
③美術工芸品保存修理事業	3	10,349	5,174
④美術工芸品防災設備事業	1	2,546	1,273
⑤無形民俗文化財保存事業	1	478	239
⑥史跡名勝天然記念物保存事業	2	2,570	1,285
⑦文化財環境保全地区保存事業	4	7,236	2,780
合 計	24	138,440	46,000

①建造物保存修理事業

一休さん名で知られている中世の禅僧一休純が開いたお寺に京田辺市の酬恩庵があります。

室町時代建立の本堂など計7棟が国の重要文化財に指定されています。さらに方丈の南に虎丘庵があります。虎丘庵は、一休の墓守りを兼ね、一つの塔頭のように取り扱われた建物です。

昭和63年に京都府の指定文化財となって以降、初めての本格的な修理を実施しました。屋根の下地より破損していたことより、小屋組から修理を加え、檜皮屋根の葺き替え工事を実施しました。



酬恩庵建造物保存修理事業

②建造物防災設備事業

木積神社は、与謝野町字弓木に所在する氏神で、現在の本殿は天明6年（1786）に建立されたと伝えられています。近世における丹後地域の神社建築の特色である彫刻の多様や正面に唐破風を付ける意匠などが見られます。昭和2年の丹後大地震の際、多くの歴史的建造物が消滅した中、当本殿は修理を施し、大切に保存されてきました。

今後もこの建物を保存するため、自動火災報知設備を設置し、いち早く本殿の火災を発見できるようにしました。

③美術工芸品保存修理事業

④美術工芸品防災設備事業

本年度は、保存修理事業3件、収蔵庫建設事業1件の計4件の事業を実施しました。

保存修理事業は、絵画2件、古文書1件です。



紙本著色日像美術工芸品保存修理事業

紙本著色日像1幅（京都市上京区妙頭寺）は、南北朝時代、日像の没後まもなくに描かれたもので、京都に日蓮宗をひろめた日像の最古の肖像画として貴重なものですが、料紙の劣化が進み、絵具の粉状化も進行し、取り扱いに注意を要したため、解体修理及び保存箱の製作を行いました。また、絹本著色特芳禅傑像1幅（亀岡市龍潭寺）は、料絹の劣化が進み剥落も見られたことから、解体修理及び保存箱の製作を行いました。

収蔵庫建設事業は、舞鶴市松尾寺の絹本著色阿弥陀三尊像等の収蔵庫を建設しました。

⑤無形民俗文化財保存事業

平成19年度は、福知山市夜久野町に伝えられている民俗技術、「丹波の漆かき」の技術内容を保護団体である丹波漆生産組合が動画映像で記録作成しました。映像は現地採集技術を中心に記録され、今後伝承者育成等に利用されるとともに、貴重な映像記録として公開活用されます。

⑥史跡名勝天然記念物保存事業

平成19年度は天然記念物地蔵院のシダレザクラ（井手町）の根元土壌の改良や樹幹に付着した苔類の除去などの樹勢回復事業と天然記念物八坂神社のスギ（和束町）への避雷針設置事業を行いました。

⑦文化財環境保全地区保存事業

木津川市加茂町岩船にある白山神社は、室町時代に建立された重要文化財の本殿と京都府に登録された江戸時代の摂社春日神社本殿が、2棟並立しています。近年、建物廻りの樹木が成長し、檜皮葺きの屋根材がいつも水分を含み、腐りやすくなったこと、台風等の大風の際、樹木が倒れてくる可能性があることから、境内11本の樹木の枝打ちを実施しました。



丹波の漆かき無形民俗文化財保存事業



天然記念物地蔵院のシダレザクラ保存修理事業



白山神社文化財環境保全地区保存修理事業
上：樹木枝打ち前、下：樹木枝打ち後

京都府では、府指定・登録有形文化財又は記念物の保存のために、文化財環境保全地区（以下「地区」という。）を決定しています。

個々の文化財とともに周辺環境を保全する試みは、昭和57年の京都府文化財保護条例制定時、他の都道府県において例がなく、従来の指定制度を一步進めた京都府独自の施策でした。

ほとんどの地区が、社寺の境内地、周辺環境であり、平成20年9月現在において68地区を数えます。その内訳は、59地区が神社、7地区が寺院、1地区が神社と寺院にまたがるものです。残る1地区については木津川市加茂町の山道に点在する磨崖仏の周辺環境を保全するものです。

地区の多くに、建造物、美術工芸品、庭園、民俗の分野の府指定・登録の文化財が複合して含まれ、総合的な文化環境を形成しています。

では、神社の境内地が地区の大多数を占めることには何か理由があるのでしょうか。

四季の変化に富む日本列島では、古来、豊かな自然を崇拜し、特に山や海、大きな木や岩などが神靈の依り代として信仰の対象となってきました。

そして、神事が執り行われる際には、神籬と呼ばれる仮設の祭壇を整えました。万葉集には、「神なびにひもろぎ立てて齋へども ひとの心はまもりあえぬもの」とあります。「神なび」は神の鎮座する山や森のことなので、神靈の宿るとされる場所（例えば山）に神靈が降臨する人為的な依り代（ひもろぎ）を整えて、祭祀を行ったことがわかります。

現在も本殿をもたない信仰の形態は、奈良県の大神神社や長野県の諏訪大社上社本宮などに見られます。いずれもが信仰の対象とする神体山の山麓に奉拝の施設をおいています。

京都においても、賀茂別雷神社（上賀茂神社）は、賀茂祭（葵祭）に先だて行われる御阿礼神事により、社殿真北の神山から神霊を迎えます。現在は本殿が建立されていますが、神山山上には露出した大きな岩石があり、上賀茂社の磐座とされ、現在も禁足地となっています。山裾からは、祭祀に用いられたと思われる土器なども出土しており、本来の信仰対象が神山だということがよくわかります。

現在、神社がおかれている場所は信仰の対象となる山や海、岩などの傍が多く、自然信仰と神社との深い関わりを教えてください。

また、各地に伝わる農耕祭祀の中には、神霊を迎え神霊と人とが交流する祭りの本義ともいうべき古

い形態を残すものがあります。水田など耕作地や集落付近に依り代を備えた祭祀施設を整え、山などから神霊を招くことは、自然崇拜が農耕における豊穡への祈りと結びついたことを教えてください。広大な水田のなかに、神が宿る山の環境をそっくり移したような鎮守の杜がぽつんとおかれることにも、納得がいくと思います。

以上のように、神社と自然環境とは自然崇拜というかけはしによって、密接な関係を保っていることがわかります。地区の多くが神社を中心としていることも、この関係が近代に至るまで意識されていたからこそでしょう。

それでは幾つか具体例を挙げ、神社とその周辺の環境を見ていくことにします。

はじめに、京田辺市天王の高ヶ峰に社地を構える朱智神社文化財環境保全地区です。集落を抜け山道を奥深くまで登った山頂付近を神社の境内域としている地区の一例です。

朱智神社は、「延喜式」神名帳に記された古社です。祭神は迦爾米雷命を主神とし、須佐之男命と天照国照彦火明命の二柱を配祀しています。本殿は、一間社流造、檜皮葺で、棟札と擬宝珠銘から慶長17年（1612）の造立であることがわかっています。巧みに彫刻された臺股や木鼻は質が高く、近年復原された極彩色は鮮やかで、桃山時代らしい華やかな雰囲気を与えています。

境内は、永正4年（1507）や天文10年（1542）の刻印のある石段沿いに広がっています。当社参道に至るまでの道沿いにはヒノキ、スギが並び、参道両側に鬱蒼と生い茂るシイ、カシ、そして本殿北側に広がるスギ林は、奥深い山中を静閑に保っています。人里離れた静謐な境内地は、仁徳朝と伝わる当



朱智神社文化財環境保全地区

社創祀以前の神聖な雰囲気や街並みを彷彿とさせてくれます。

次に、山麓を境内域としている道相神社の文化財環境保全地区を紹介します。

道相神社は、由良川の支流原川流域の山間集落、南丹市美山町宮脇に位置し、深く緑茂る山を背景に鎮座しています。木梨軽皇子、神武天皇、五瀬命が祀られています。社名からはかつて道祖神信仰との融合があったことも推察できます。本殿は、寛政5年（1793）に立柱された三間社流造、銅板葺の建物です。

境内地は、町道に面して玉垣を廻らせ、中央に建てた鳥居から東向きの軸線上に表門、拝殿、本殿と並んでいます。背後に広がるスギを主とする山林には、南丹市の指定天然記念物で、周長が2メートル程もある立派なカヤが2株あり、脇には榎森社が祀られています。3年に1度の大祭で奉納される道相神楽は、府の登録無形民俗文化財になっています。スギやヒノキの大木が背丈を競い、末社や狛犬、石灯籠などが並ぶ境内で、もどき芸に太鼓打ち、俵振りという構成で行われる神楽は、府内ではこの地域にのみ伝承される地域色豊かなものです。山深くまで保全された地区内では祭神だけでなく道祖神やカヤに宿った神霊も、山麓で行われる神楽の賑わいに耳を傾け、大祭を楽しんでいることでしょう。

最後は、水田に浮かぶような鎮守の杜を社地としている例として、和伎座天乃夫岐売神社の文化財環境保全地区をみてみましょう。

和伎座天乃夫岐売神社は、木津川市山城町の平尾集落東の丘陵端に鎮座しています。古く「延喜式」神名帳に記されており、祭神は天乃夫岐売命、市杵島比咩命、田凝比咩命、湍津姫命です。一夜にして湧き出した森の中にあるとの伝承から、涌出宮とも呼ばれ、現在もこんもりとした緑深い杜の中におかれています。

JR 棚倉駅の東側、旧大和街道から東に向かう参

道沿いには、高さ10メートル程のカシヤシイが連なり、折れ曲がって北への参道沿いにはツバキやスギの大木が並んでいます。そして、森としての景観を造り出しているのは、境内北側と東側の常緑広葉樹林です。境内には、北向きに向かう参道の延長に、表門、拝殿、本殿が並び、西側に末社が並んでいます。本殿は三間社流造、銅板葺で、元禄5年（1692）の建立と伝わっています。時代の特徴をよく表す装飾をもった社殿です。表門は切妻造の四脚門です。国の重要無形民俗文化財となっている「涌出宮の宮座行事」には、中世村落の農耕祭祀の儀礼を今に伝える「棚倉の居籠祭」が含まれています。祭に神を招待するため11箇所塚をまわる「もりまわり」を始めとする儀礼からは、神霊との密接なつながりが窺えます。水田の海に浮かぶように見える森は、招待された神々が集まり、さぞかし賑わったのではないのでしょうか。

神社の鎮座する場所と自然信仰は、かなり密接な関係にあります。神社が発生し常設の社殿がおかれる過程については諸説あり、よくわかっていないことも多いのですが、神社のおかれた場所の多くでかつて自然信仰があったことはどうやら間違いないようです。

そう遠くない過去、私達の祖先の生活は自然の恵みや脅威と共に営まれていました。神社に奉拝するとき、人々は社殿の背後にいつも土地の神霊が宿る自然を見ていたのでしょうか。神社と周辺の自然環境は分かち得ないものとして、生活とともに維持されてきたのです。

このように、文化財環境保全地区は、個々の文化財周辺の自然環境を守るだけでなく、昔の人々の営み一かつての社会環境の一端を示唆してくれる点でも貴重といえ、今後とも大切に守り伝えていくことが重要です。



道相神社文化財環境保全地区



和伎座天乃夫岐売神社文化財環境保全地区

種別 区分	重要無形文化財									重要民俗文化財			重 要 的 伝 建 群 区 保 存 地 区	選定保存技術				重 要 的 景 観	登 録 記 念 物
	保 持 者									有 形	無 形	計		保 持 者		保 持 団 体			
	芸 能				工 芸 技 術				件					人	件	団 体			
	各 個		総 合		各 個		総 合												
件	人	件	団 体	件	人	件	団 体					件	人	件	団 体				
全 国	38	56	11	11	43	55 (54)	14	14	10	206	257	463	83	47	51	25	26 (24)	9	40
京 都 府	3	3	0	0	10	11 (10)	0	0	0	3	9	12	7	19	20	6	6	0	1

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。

- (1) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡、(史) 琵琶湖疎水 (史) 石のカラト古墳
(2) 地域を定めず指定したもので京都府に關係の深いもの (主な生息地) (特天) カモシカ (天) 小国鶏、(特天) オオサンショウウオ、
(天) イタセンパラ、(天) アユモドキ

3. 重要無形文化財及び選定保存技術の () 内は、実人数と実団体数である。

市町村文化財保護条例の制定及び指定件数等状況

(平成20年8月1日現在)

市町村名	有 形 文 化 財										無 形 文 化 財	民 俗 文 化 財		史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	文 化 全 地 区 保 存 区	選 定 保 存 技 術	合 計	条 例 制 定 年 月	備 考
	建 造 物		美 術 工 芸 品									有 形	無 形								
	件 数	棟 (基) 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	計											
京都市	指定	68	185	71	50	22	5	11	6	9	174	8		14	27	25			(325)	57. 4. 1	
	登録	24	38	3	6	1		23		4	37	3	51	12	3	10	(9)		140		
	計	92	223	74	56	23	5	34	6	13	211	0	11	51	26	30	35		(465)		
向日市				2	8			4	7	1	22			1	1				24	59. 9. 23	
長岡京市	5	25	8	5				6	7		26	1		4		4			40	50. 7. 1	
大山崎町	5	5		1							1								6	60. 4. 1	
宇治市	4	15	3	34	2	3		4	2	48	1		1		1				55	44. 4. 16	
城陽市	5	11		10	2		3	3	2	20		1	1	3					30	61. 4. 1	
八幡市			5	10			1	1		17									17	60. 4. 1	
京田辺市				2				3		5			4	3					12	50. 3. 24	
木津川市	6	7	3	9				2	5	19			1	4	1				31	H19. 3. 12	
久御山町			2	5						7						1			8	H 5. 3. 30	
井手町				1					1	2				1	1				4	H 7. 4. 1	
宇治田原町	指定	9	9		11		2		1	14		1		1	1	2			28	48. 10. 5	
	登録	1	1							0									1		
	計	10	10		11		2		1	14	0	1		1	1	2			29		
笠置町										0									0	H 7. 3. 25	
和束町										0									0	H 7. 4. 1	
精華町				5						5									5	63. 12. 27	
南山城村										0									0	51. 12. 14	
亀岡市	8	13	4	18	4	1		1		28	1	1	2		5				45	43. 12. 23	
南丹市	17	25	2	39	11	2				54	1	2	1		10				85	H18. 1. 1	
京丹波町	3	3	2	13	4	4				23		4	7	1	2				40	H17. 10. 11	
綾部市	4	6	5	13	3	4	8			33		2							39	40. 4. 1	
福知山市	27	34	25	42	17	4	12	3		103	2	11	4		18				165	38. 6. 1	
舞鶴市	8	10	7	25	12	2	3	4	5	58	8	5	1	1	9				90	38. 10. 17	
宮津市	6	6	8	16	3	2	2	2	1	34	10	4		1	6				61	59. 4. 1	
京丹後市	11	11	15	10	11	3	1	9		49	1	3	17	1	11	(2)			(95)	H16. 4. 1	
与謝野町	7	7	6	17	10	3	1	3	1	41		4	7		3				62	H18. 3. 1	
伊根町	1	2								0	1	10							12	60. 6. 29	
郡部指定計	126	189	97	294	79	30	41	51	17	609	1	27	53	57	7	72	(2)	0	(954)	条例制定市町村 26/26	
合 計	指定	194	374	168	344	101	35	52	57	783	1	35	53	71	34	97	(11)	0	(1279)		
	登録	25	39	3	6	1	0	23	0	47	0	3	51	12	3	10		0	141		
		219	413	171	350	102	35	75	57	820	1	38	104	83	37	107	(11)	0	(1420)		



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは文化財愛護活動を全国に押し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱ときょう（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.26 守り育てようみんなの文化財

発行 京都府教育委員会
京都市上京区下立売通新町西入ル
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課
TEL (075) 414-5901